

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第33号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法）</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。</u>以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p>B～F （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</p> <p>4 （略）</p> <p>第6号様式（第7条関係） 不動産取得税課税免除申請書 （略） 注 次の書類を添付すること。 1～4 （略） <u>5 その他地域振興局長が必要と認める書類</u></p>	<p>（事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法）</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p>A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業以外の事業に係る所得</p> <p>B～F （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（<u>昭和25年法律第226号</u>）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。</p> <p>4 （略）</p> <p>第6号様式（第7条関係） 不動産取得税課税免除申請書 （略） 注 次の書類を添付すること。 1～4 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。